

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日事務局長裁定)

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則

旭川医科大学旅費細則（平成17年事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改 正 後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第1号様式は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>第1号様式（第7条第2項関係）<br/><u>人事課長</u><br/><u>会計総務係長</u></p> <p>第2号様式（第10条第1項関係）（略）</p> <p>【改正理由】<br/>平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p> | <p>(略)</p> <p>第1号様式（第7条第2項関係）<br/><u>総務課長</u><br/><u>経理係長</u></p> <p>第2号様式（第10条第1項関係）（略）</p> |